

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のBに雇用され、次長として上司を補佐しながら、総務、財務及び研究連携等に関する事務処理やこれらの事務に関する連絡調整業務を統括整理する業務に従事していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月頃から、上司のパワーハラスメントにより、徐々に無能感、思考力の低下、睡眠障害等が出始め、さらに、全身の倦怠感やめまい等が顕著になったことから、平成〇年〇月〇日、C病院に受診したところ、「軽度のうつ病」と診断された。

なお、請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し「うつ状態、不眠症等」と、平成〇年〇月〇日、Eクリニックに受診し「抑うつ神経症」と、それぞれ診断されている。

- 3 本件は、請求人が、精神障害の悪化は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の精神障害の悪化が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、①平成〇年〇月以降、ほぼ毎日、上司であるFから、感情的、威圧的、恫喝的な叱責を執拗に受けたり、無視されたり、さらに、部下から、意図的に疎外されたり、宿舎の退去を求められるなど、嫌がらせやいじめを受けていたこと、②平成〇年〇月中旬から平成〇年〇月中旬にかけて、体調不良のためほとんど出勤できなかつたにもかかわらず、同年〇月中旬に、地方部署の部長への転勤内示が出されたこと、③病気休暇が承認されたのに、業務上疾病としての取扱いにはならなかつたこと、④平成〇年〇月〇日付けで次長から異動となったこと、⑤平成〇年〇月及び平成〇年〇月の人事異動において、昇進に関し、同僚や後輩に先を越されたことなどが原因で、精神障害が悪化したと主張している。

(2) 請求人の精神障害の病名及び発病時期については、症状経過や受診歴からみて、決定書理由に説示するとおり、平成〇年〇月頃にICD-10診断ガイドラインの「F3 気分（感情）障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断され、その後も症状は遷延し、平成〇年〇月に抑うつ気分等の諸症状が顕著に出現したことから、同月頃悪化したものと認められる。

なお、請求人は、平成〇年〇月頃にも再び悪化したと主張しているが、同主張は医学的根拠に基づくものではなく、これを採用することはできない。

(3) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(4) 請求人の本件疾病は、上記(2)で判断したとおり、平成○年○月頃に発病し、平成○年○月頃に悪化したものと認められるが、請求人が当該悪化の原因であると主張する出来事や労働時間をみても、当該悪化前6か月間における出来事等は、いずれも認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」の「特別な出来事」には該当しないものと判断される。よって、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、当該悪化と業務との間に相当因果関係があるものとはいえ、本件疾病の悪化は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。